禁複写

様式第8号(第14条関係)

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

四 市 生 ク 第 85 号
令 和 8 年 2 月 27 日

所 在 地　香川県観音寺市大野原町福田原241番地１
名　　称　株式会社パブリック
代表者氏名　代表取締役　川崎　佳日出

四国中央市長　大 西 賢 治 ㊞

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により、下記のとおり許可する。

記

許 可 期 間　令和８年４月１日　から　令和10年３月31日まで

区　　域　四国中央市

廃棄物の種類　ご　み

業 務 内 容　処　分

許 可 条 件　裏面のとおり

禁複写

四国中央市一般廃棄物処理業（処分）許可条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第７条第 11 項の規定に基づき、次のとおり条件を附する。

（関係法令の遵守等）

1　（1）　一般廃棄物収集運搬業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則及び四国中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則その他関係法令等を遵守すること。

（2）　事業主は、関係法令等に違反しないように従業員を常に指導監督し、資質の向上を図るよう努めなければならない。

（3）　市からの指導、指示に従うこと。

（4）　四国中央市の許可業者であることを自覚し、社会通念上不適と認められる行為、言動等を厳に慎むこと。

（許可の取消し又は業務の停止）

2　関係法令及び許可基準並びに許可条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないときは、市長は本許可を取消し、又は期間を定めて業務の一部もしくは、全部の停止を命じる。

（許可事業所）

3　住　所　　四国中央市寒川町2597番地

名　称　　株式会社パブリック　四国中央事務所